

R D最終処分場問題 周辺自治会合同説明会概要

日 時：平成21年5月29日（金） 19：30～21：35

場 所：栗東市立中央公民館 2階大ホール

出席者：（滋賀県）西嶋部長、山岡管理監、上田室長、梶岡参事、井口副参事、卯田主幹、  
木村副主幹、谷川副主幹、浅見副主幹、鶴飼副主幹、酒井主任主事  
（栗東市）乾澤部長、竹内課長、今村室長、太田主幹、矢間  
（周辺7自治会住民）64名  
（国会議員）三日月、他関係者2名  
（県会議員）九里、木沢、青木  
（市会議員）田村、太田、國松篤、國松清太郎  
（マスコミ）10社（11名）  
（その他傍聴者）30名

（全出席者 131名）

1. 主な意見

（県の姿勢）

- ・ 県は現在の膠着状態の検証をしたのか。膠着状態を総括して反省しないと信用できない。
- ・ この問題の解決を遅らせているのは県の姿勢である。住民と県の信頼関係が壊れているのにまとめようとしてもまとまらない。第三者協議会を作るという結論が既にある。
- ・ 県案を引っ込めず、特措法延長待ちというのでダメである。
- ・ 県は第三者協議会に我々が反対した案をまた持ってくるのなら時間と金の無駄である。
- ・ 県は白紙の状態で話し合いに臨まないといけない。
- ・ 特措法適用にならなければやらないのか。人の命よりも法律が大事なのか。

（第三者協議会）

- ・ 対策委員会の住民意見も県案に反映されていないのに、第三者協議会をやっても時間と経費の無駄である。
- ・ 話し合いの場にRD問題を全く知らない人が入ってもわからない。我々は9年間この問題をやっていて現状が一番よく知っている。
- ・ 共同事実確認といっているが、硫化水素調査委員会の委員長みたいな結論を出すのではないか。
- ・ 第三者協議会は県の押しつけである。
- ・ 第三者を入れても平行線である。絵に描いた餅である。
- ・ 住民が望んでいる案について、どうしたら実現できるかということを真剣に検討する会にしたらどうか。

（対策工についての話し合い）

- ・ 我々はA2案や粘土層修復案にこだわっていない。求めているのは有害物撤去である。
- ・ 県はお金がない。我々は有害物を撤去してほしい。この二つをどう折り合いをつけるか

工夫すればいい。

- ・有害物撤去について県と直接話し合いたいというのがみんなの思いである。
- ・対策工は特措法適用を目標とするのではなく、処分場内も含めた廃掃法クリアを目標とすべきである。
- ・特措法適用前提で話をするのであれば、(現特措法期限に間に合わない案を推す)県の考え方は崩れる。
- ・特措法に関係なく、未来にわたる命の保障をやってほしい。
- ・対策委員会でも「金額の問題ではない」と言っていたが、金のかかるA2案を採用しなかった。第三者協議会でも金のかかる案をやるとの結論になったらどうするのか。
- ・自治会は県とバラバラに交渉してきたが、統一して対応(自治会連絡協議会)しているように取り組んでいる。
- ・周辺自治会で連絡会をつくり、知事に恒久対策として有害物除去を要求した。県は、この要求に対して方向を示すべきである。

(今後の進め方)

- ・第三者協議会はやらない、有害物は撤去してほしいという我々の要望に対して次回説明会(6/17 土曜日)で回答がほしい。
- ・周辺自治会連絡会の要望に対する回答をまずいただきたい。

(緊急対策)

- ・焼却炉撤去についてもう少し詳しく説明してほしい。
- ・覆土は土ではなくシートがいいと思う。

## 2. 協議概要

司会(参事): お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたのでRD最終処分場問題についての周辺自治会合同説明会をはじめさせていただきたいと思います。私、司会をさせていただき、最終処分場特別対策室参事の梶岡といたします。よろしくお願いいたします。本日の説明会につきましては公開で行うということでご了承をお願いいたします。また、会場閉館の都合で9時半には終わらせていただきたいと思います。なお周辺7自治会以外の方については傍聴席の方で傍聴をお願いします。それから立体駐車場をご利用の方、カードとなっておりますので、カードの方を下の事務室までお持ちいただきましたら無料の受付をさせていただきますということです。本日は、お手元の次第によりまして進めさせていただきたいと思います。配付資料は3種類ございまして、「次第」、「周辺自治会合同説明会資料」、「中立的な第三者を交えた協議の場について(県試案)」ということで3種類ございます。それでは開会にあたりまして滋賀県琵琶湖環境部長の西嶋よりご挨拶いたします。

部長: みなさんこんばんは。ただいまご紹介いただきました滋賀県琵琶湖環境部長の西嶋でございます。本日は何かとお忙しいところ、RD最終処分場問題に関する周辺自治会合同説明会を開催しましたところ、このように多数ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。皆様方にはRD処分場問題の解決のため、日頃からご協力をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。さてRD最終処分場からの地下水汚染などの支障を取り除く対策工につきましては、昨年5月からおおむね3巡にわたり、よりよい原位置浄化策を実施計画の基本とすることについて説明会を開催させていただき、各自治会のご同意をお願いして参ったところでございます。しかしながら、本年1月末の時点では、栗東市長様の同意はいただいたところでございますが、7自治会のうちご同意いただけましたのは1自治会のみという結果でございました。このことから県といたしましては、周辺自治会の皆様のご協力をいただき、引き続き合意と納得をいただくべく、話し合いを尽くすべきであるとの判断から、最終的によりよい原位置浄化策にかかります平成21年度予算の計上を見送る一方で、焼却炉の撤去など緊急的に対応しなければならない予算を計上したところでございます。国からの財政的な支援が受けられる産廃特措法には法の有効期限という大きな課題がございますが、同意と納得をいただける対策工につきましては、周辺自治会の皆様方と話し合いを尽くしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。本日は、平成21年度予算の概要や、県のこれからの対応につきまして、また、これからの取り組み方針につきまして県の方からご説明させていただき、皆様方のご意見をお伺いしたいと考えております。特に中立的な第三者を交えた協議の場の設置につきましては、本日県の試案、試みの案でありますけれども試案を示させていただき、この試案をたたき台として様々なご意見をいただければと考えているところでございます。また、産廃特措法の期限延長につきましては、すでに国に要望をいたしているところでありますけれども、今後、対策工案をとりまとめた上で、具体的な生活環境保全上の支障と、その対応策を主張しながら、国にさらに強力を要望していきたいと考えております。本日の説明会を、新たなスタートラインとして、RD最終処分場問題の解決に向けまして、今後ともご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせてい

ただきます。本日はよろしくお願いいたします。

司会(参事): 本日説明いたします県職員を紹介いたします。先ほどご挨拶いたしました琵琶湖環境部長の西嶋でございます。管理監の山岡でございます。最終処分場特別対策室の室長の上田でございます。同じく最終処分場特別対策室の井口でございます。栗東市の方から環境経済部長の乾澤部長様でございます。生活環境課の竹内課長様でございます。それでは次第に基づきましてこれまでの経過と、平成21年度予算の概要についてご説明いたします。

副参事: お手元にある資料のうちの「RD最終処分場問題解決に向けての今後の取り組みについて」という資料で説明させていただきます。まずめくっていただきまして1ページ、これまでの取り組みということで、平成11年からのデータが書いてございます。このうち今日は、昨年度の経過について説明させていただきます。この表の真ん中あたりでございますけれども、平成20年の4月9日に、RD最終処分場問題対策委員会の報告が、知事に提出されました。この報告書では、いわゆるA2案、全周遮水壁で囲って、中の廃棄物をすべて掘削して、半分は埋め戻すという案が推奨すべき案ということで報告されました。5月11日にこの会場をお借りいたしまして、知事と住民の皆さんとの意見交換会を開催させていただきました。それで5月15日でございますけれども、実施計画の基本とする案として、いわゆるD案、全周遮水壁として、中に井戸を掘ってくみ上げて、上は土を被せてやって、原位置で浄化するという、いわゆる原位置浄化策というっておりますけれども、これを基本とするという方針を、環境農水常任委員会の方で知事が公表、説明をいたしております。これを受けまして、5月28日から地元7自治会の自治会ごとに説明をさせていただきました。それで5月から8月にかけて概ね2巡の説明をさせていただいたわけですが、なかなか厳しい意見をいただいたということで、9月の議会におきまして、それまでの原位置浄化策に4つの追加の提案ということで、処分場土地の県有地化の検討ですとか、焼却炉の撤去、工事の期間中の周辺環境への配慮、あるいはモニタリングと監視委員会の設置といえますような追加の提案を入れさせていただきました、「よりよい原位置浄化策」というふうに名付けまして、説明の方を10月に回らせていただきました。そうしまして何とか同意いただきたいということでお願いを申し上げました。そして11月4日に文書で7自治会と栗東市に対しまして同意要請の文書を送付させていただきました。栗東市からは1月28日に議会の議決ということで、「よりよい原位置浄化策」を基本とすることについて、付帯決議付きではございますが議決をいただいたわけでございます。そうでございますけれども、7自治会のうち1自治会しか同意がいただけなかったということで、今年の2月5日に、よりよい原位置浄化策の当初予算への見送りを表明したわけでございます。そういうことで、今年度、21年度に入ったわけでございますけれども、それで今年度どうするのか、今年度以降どうするのかということでございますけれども、2ページの方に今後の取り組みということで書かせていただきました。大きく2つの四角がございますけれども、上の方が、抜本対策実施に向けた取り組み、下の方が抜本対策実施までの当面の取り組みということでございます。まず上の方の抜本対策実施に向けた取り組みということでございますが、基本的な考え方としまして、住民の皆さんの合意と納得、対策工として効果的かつ合理

的、もう一つ、産廃特措法による国の支援が受けられるものであること、という3つを基本としております。住民の皆さんの合意と納得、あるいは効果的かつ合理的な対策工というものにつきましては、中立的な第三者を交えて話し合いの場を設置したいということで、これについては後で説明させていただきます。昨年度、説明会させていただきましたも、我々と住民さんとの話が平行線になって、膠着状態になったので、中立的な第三者の力を借りる場を設ける必要があるというふうに判断したわけでございます。基本的な考え方、3つ目の産廃特措法の延長につきましてはですけども、国の支援も得て対策工を実施するためには、期限延長が現実的な課題ということで、皆さんとの話し合いと平行して、特措法の延長についても国に強く要望していくということで、今すでに要望しておりますが、さらにしていきたいということで考えております。下の箱でございますが、当面の取り組みということで、抜本対策着手までに、ある程度時間がかかるということで、その間、たちまち放置できない生活環境保全上の支障またはおそれについて、今年度に緊急対策を実施するというように考えております。3ページでございますが、今年度の取り組みの概略、手順案として書かせていただきました。上の方が中立的第三者を交えた話し合いの場の設置のスケジュール。下が緊急対策のスケジュール、スケジュールというか手順を書かせていただきました。中立的第三者につきましては、今日このあと、また説明させていただきますが、話し合いの場を立ち上げて話し合っていきたいと。RD最終処分場の有害物の調査についても第三者の場で話し合っていきたいと考えております。下の方の緊急対策工ですが、今たちまち焼却炉の解体撤去とか、地元さんからも早くしてほしいというような要望も強くいただいているところでございますので、これをはじめとしましてまずは設計の方を進めさせていただきたいと考えております。その後で工事に入ると。今年度工事を完了できるまで何とか持って行きたいと考えております。設計ですとか工事に入るときとかやっているとき、節目節目で住民の方にも説明をさせていただいて進めていきたいと考えております。また、周辺環境影響調査につきましても、昨年度よりも範囲を広げて調査の方を行いたいと考えております。緊急対策について、もう少し説明させていただきますけれども、4ページでございますけれども、これは3月13日の県議会の常任委員会の資料でございます。予算見積額として から まででございます。全体で2億1100万円あまりでございます。上の が緊急対策工に相当する分でございますして1億8300万円あまりということでございます。ここにア、イ、ウ、エ、オとございますが、最後の5ページに図面と写真をつけさせていただきましたので、これで説明をさせていただきます。まず のア、真ん中あたりに写真が載っておりますが、調査および設計5000万円ということで、これは緊急対策の工事を行うのに先だって詳細設計を行う、あるいは調査を行うための予算でございます。ここではケーシング掘削調査を平成19年度にやったときの写真が載っておりますが、こういうことも含めて、予算を計上しております。ただ有害物の調査については、先程も申しましたけれども、中立的第三者の場で話し合いをしていただいて、決めていきたいと考えております。次に のイ、右上の方でございますが、焼却炉の撤去8500万円、これは東側焼却炉、南側焼却炉2機でございますが、これを解体して撤去すると、これをやっていきたい。これについては、各自治会からもやってほしいという要望をいただいておりますので、できるだけ早く取りかかって、できるだけ早く完了できるようにしたいということで考えております。次にウですけども左の方になりますが、覆土

工・水路工 1800 万円予算計上しています。この覆土工につきましては、図面で薄く色がつけてある部分がございます。これは、覆土、土が被ってなくて廃棄物が露出している部分ということで、このままですと廃棄物が飛散・流出する。あるいは雨が降った場合に廃棄物に触れて汚染された水が、周辺の池なり川などに流れ込むという恐れがございますので、この部分に土なりシートなりを被せて、廃棄物に触れないようにする工事をやりたいと考えております。土にするかシートにするかそのあたりについては、詳細設計の中で検討していきたいと考えていきたいと考えています。水路工でございますけれども、これは補修程度を考えておまして、周辺へ流れ出た水が速やかに排水されて、中に溜まってしまいますとまた汚染地下水を増やしてしまいますので、速やかに排水されるように水路の修繕等を行いたいと考えております。 の工でございますけれども、下の方にございますが、仮置き廃棄物適正管理、下水道接続、西市道側法面工、あわせて 1600 万円計上しております。このうちの仮置き廃棄物適正管理についてでございますけれども、右の真ん中に写真がございます。建物の中に 17 年度 19 年度の掘削調査で出て参りました、ドラム缶などが仮置きされています。これをきちんとした形で、安全な形で保管できるようにしていきたいと。具体的に言いますと、倉庫的なものを作って、きちんと管理できるようにしたいというふうに考えております。もう一つ仮置き廃棄物としては、掘削調査した時の廃棄物が、現在何カ所かに分かれて山に積んでありまして、ブルーシートがかかっているわけですが、だいぶブルーシートが古くなってきて破れたりしてきていると。そうすると廃棄物に直接雨が降って触れる。あるいは廃棄物が飛散する恐れがありますので、それを何とかしたいということです。西市道側法面工については、急勾配であるということと、同じように廃棄物が露出しているということとを何とかしたいということで、先程の覆土工と外にある仮置き廃棄物、そして西市道側、これらはいずれも露出廃棄物の上をどう処理するかという共通の課題がございますので、土を被せるとかシートを被せるとか、その辺を詳細設計で検討して、工事の方も施工していきたいと考えております。工の下水道接続でございますが、これは現在、経堂池の上の部分、処分場の一番下にあたる場所に水処理施設がございますけれども、現在稼働していないわけですが、これを稼働させて、少しでも汚染地下水を汲み上げて、浄化して、周辺への汚染が拡がるのを軽減させようということで工事を行いたいと考えております。処理しました水は、下水道の方に流したいというふうに考えております。下水道に接続するにあたりましては栗東市さんの方との調整が必要ですので、この辺、調整させていただいて進めさせていただきたいと考えております。戻っていただきまして の才は施工管理・事務費ということで事務的なお金でございます。 の事業者等責任追及の 420 万あまりは、R D 問題の事業者等の責任を追及するためのお金ということでございます。あと処分場の施設管理、これは先ほどの水処理施設の運転管理費等で 830 万円計上しております。 の周辺環境影響調査 1500 万円、これは先程申し上げましたが、昨年度より範囲を拡げて、影響の状況をしっかりつかみたいというふうに考えております。以上が、これまでの経過と、今年度あるは今年度以降の取り組みということで説明させていただきました。

司会：次第の 2 でございますが、「中立的な第三者を交えた協議の場について（県試案）」について室長の上田から説明いたします。

室長：先ほどの説明と関連いたしますので、引き続き説明をさせていただきます。4月30日と5月12日に、各自治会の自治会長さんと役員さんにお集まりいただきまして、先程見ていただきました資料についてご意見をいただきました。その中で、中立的第三者の協議についての内容が、もう少しわかりやすい資料がないのかというふうな要求をいただきましたので、私どもで今日、試案という形で示させていただいて、そして皆様のご意見をいただきたいと思います。その中立的第三者を交えた協議の場についての県試案という資料をご覧いただきたいと思います。今のところ県が考えております設置趣旨でございますが、RD最終処分場問題の対策案について、中立的第三者の力を借りて、周辺自治会と県との話し合いを進めるために、こういう中立的第三者の協議の場を設けると。協議の前提でございますけれども、先程の説明と被るかもしれませんが、協議の場において話し合いを行い合意を目指す対策工案は、産廃特措法による国の支援が受けられる効果的かつ合理的なものであること、県は協議の場において合意した対策工案の実施について最大限の努力を払う、という2つの前提を私どもとしては思っております。その上で協議の進め方でございますが、協議の場を設置する前に、準備会というものを、みなさんの協力を得て、設置したいというふうに思っております。それで、まず枠の中でございますが、準備会は協議の場の設置や、円滑な協議運営を図るために必要な検討を行う場とする。準備会の構成につきましては、あらかじめ、周辺自治会長と県とを構成メンバーとする世話人会を設置し、準備会を立ち上げるための必要事項を検討していただけないかと。勝手に自治会長さんと書かせていただきましたが、準備会を設置する上で、世話人というか発起人という形になるのですが、準備会を立ち上げるための必要事項の検討を、まずお願いできないかと。その必要事項というのは、私ども思っておりますのは、自治会の皆さんと県という形になりますので、その中にもやはり進行役というのが必要でないかと考えておまして、まず世話人会の進行役を選んでいただいたらどうかと考えております。準備会の委員の選任、もう一つは準備会の所管する事項、こういうものを世話人会であらかじめご検討いただけないか、というのが、世話人会の趣旨でございます。事務局については、私ども県で行わせていただきたいと思っております。準備会では、中心議題としては、協議の場における関係者や協議事項の特定、対立点の整理、住民側の主張と県の主張を確認して、そして科学的評価の確認をした上で、課題の整理等を準備会で行っていただく。準備会では協議の場の委員の選任と招集という言葉を使わせていただいておりますが、こういう人がいいのではないかと。という選任と、その方に協議の場に出てきてほしいということを準備会でしていただけないだろうか。もう一度申し上げますと、県と自治会長さんで世話人会を作って、まず世話人会を動かすための進行役を選んで、準備会委員の選任ですとか所管事項というものをあらかじめ検討して、世話人会で決まった方を準備会をお願いして準備会委員になっていただいて、ここに書いております中心議題の1、2、3を準備会でやっていただくと。その準備会ができましたら、次に協議の場ということで、RD問題を解決するための対策案について中立的第三者の進行の元、双方が科学的で的確かつ円滑な協議を進める。協議の場の構成は準備会で決めていただいた方を招集していただくと。事務局は県でさせていただけないかなということを書かさせていただいております。そして役割としては、周辺自治会と県とが双方が同意できるように対策案作りの協議を考えており

ます。協議の流れでございますが、まず招集をして、そして責任の明確化、それから審議、それから同意できる対策案等を作っていく、そして合意の実現ということに入って行く。審議の中では共同事実確認ということで認識を共有しましょうと、そしてこの審議の状況、議論等を各自治会へ報告していく。その報告に基づいて、自治会の意見をとりまとめたいただくというのが大筋の流れでございます。そして、県は合意内容を最大限尊重していく。この協議の流れについてももう少し細かい内容を次のページに示しておりますので、2ページをご覧くださいと思います。先ほどと同じような説明になるかもしれませんが、招集をさせていただいて、設置目的の確認と進行役選任についての委任の合意ということで、まず協議の場においても進行役の選任行為をしていく。そして円滑な協議をしていくために、運営協議を設置してはどうかと。協議の場の規約ですとか、スケジュールですとか傍聴のルール等について、まず最初に設定してもらおう。そして責任の明確化ということで、委員等の責任や役割を明確化して、委員間で共有していこうということでございます。審議でございますけれども、住民代表の主張、これは委員外でも可と書いております。これは主張する方について委員でなければいけないということではなく、委員会以外でも主張していただくという考えを持っています。同様に県の主張についても、県委員以外でも主張させていただく。専門部会の見解も聞いてはどうかと。共同の事実確認事項の整理ということで、右の方に共同事実確認と書いておるのですが、科学的評価の確認ですとか、科学的要点の確認、県が求める学識経験者の選任は委員双方の同意が必要である。科学的に解決すべき課題の整理をしていきたいと思います。私どもは科学的課題の調査研究については、原則として、専門家である学識経験者に行ってもらいたいというのがいいのではという思いを持っております。左側の自治会の意見聴取ということもございますが、協議の場の議事等は自治会代表委員の判断で必要に応じて所属する自治会に報告し自治会の意見の集約をお願いできないだろうか、ということで、審議を重ねていって、双方の同意が原則ということで、決定事項については文書化していってはどうだろうか。合意の実現ということで、ここで決定するのですが、双方が合意したものについては、合意素案に基づき、自治会代表委員が所属する自治会の批准を要請ということで、この決定事項イコール決定ということではなく、もう一度自治会に戻していただく。そして自治会でご判断いただく。詳しい説明については、進行役の指示によって支援していく。指示によって支援していくという意味でございます。それから県は合意内容を尊重して、対策工に反映するというふうな考え方でいかがでしょうかということもございます。一番最後のページをご覧くださいと思います。今申し上げた協議の場のイメージということで、進行役をトップにして、これは第三者ということもございますが、この進行役は私ども1人にかまわず複数でもよいと思っております。複数の進行役さんを置いて、例えば県職員が3名、自治会代表が7名ということで設定しております。左側には建設コンサルタント担当に随時照会をしていく。これは実際の工事に関するご心配いただいたことが、昨年度たくさんありますので、そういう建設コンサルタント等への照会をしていく。右側に学識経験者等専門部会の設置または随時照会、設置ということではなくて、学識経験者で専門的なことについては教えてもらおうという考え方で、右側にそういうものを記しております。傍聴席ということで、やはりこの協議の場も公開にしていく必要があるかと思いますので、傍聴席も設けていきたい。先程自治会代表委員もしくは県職員代表委員以外のものが主張していっ

たらどうかということについては、傍聴されている方の中で、あらかじめ、こういうことで主張していくのだということによっていただいた時に、この協議の場の方に、例えば粘土層修復案ですとか、A2案ですとかそういうもの、あるいは科学的疑問そういうものをあげて、主張していただく。自治会の代表さんがすべてということではなく、皆さんで代表さんを盛り上げていくような運用をしてはどうかと思っております。栗東市さんにはオブザーバーという形で参加していただければどうかと思っております。また、事務局については県の方で運営をさせていただいてはどうかということで、こういうイメージを今のところ私も持っております、今日またご意見をいただきながら、よりよいものにしていければと考えております。以上でございます。

司会：これまでの経過と平成21年度の予算につきまして、緊急対策につきましては、実施に向けて関係自治会にご説明して着手したいということ。それから中立的な第三者を混じえた取り組みにつきましては、まずは、周辺自治会長と県とで構成するメンバーで、世話人会を立ち上げてやろうかということ。これは試案でございますけれども、県が説明いたしました。これらについて、ご意見を伺いたいと思っておりますが、ご意見につきましては周辺7自治会の方に限らせていただきますので、よろしく願いいたします。ご発言に際しましては、自治会名とお名前をお願いいたします。

住民：自治会の でございます。まずですね、RD最終処分場問題解決に向けての今後の取り組みについての資料の、平成21年度のRD最終処分場特別対策事業の概要という中で、これ予算の件なんですけれども、この周辺環境影響調査というので1500万ですか。それから、すいません。今のはちょっと戻りまして、5ページの真ん中のケーシング掘削調査。この調査のアですね。これに5000万という予算を見積もりいただいておりますんですけど、これどんな調査やってくれはるんですか。これケーシング調査、今までから何回かやってですね、状況わかってると思うんですが、これまだ、いい加減な調査をこれからもされるのでしょうか。どのような調査をされるんですか。

室長：すいません。去年の経過の中でもございますので、私の方から回答させていただきますけれども、この5000万につきましては、そのうち2000万が、先程も説明していたんですが、焼却炉撤去するときの詳細設計。そういうのが入っております、残り3000万をケーシング調査を考えております。これは去年の3巡した説明会の中で、有害物が心配だと。そういう中で、有害物、県は固まったものしか出さないと言ってるけども、もっと他にあるのと違うかという中でケーシング調査というものをする用意がございますというような説明をさせていただいております。それについて、とりあえずといったら変ですが、3000万円を要求をさせていただいて、それを実施していきたいというふうに思っておりますが、これにつきましても中立的第三者の協議の場でいろいろ議論をさせていただいて、そして、場所を決定していきたいというふうに思っております。

住民：まだ、場所とか全然決まってないということですね。

室長：はい、その通りでございます。

住民：それから、その規模についても、どれだけの規模でやるかというような、何も決ま  
ってない。

室長：何カ所ということで、3000 万ありますと、少し変動するかもしれませんが、15 カ  
所程度の掘削ができます。証言があったところについては掘削調査したつもりでござい  
ますが、それ以降、私どもも元従業員の照会もしております。そして、そういうものを  
加えた中で、また住民の皆さんの意見をお伺いしながら、場所を決めていきたいという  
ふうに思っております。

住民：それからですね、今度は第三者委員会を設けて云々ということが県の方から提案が  
あったんですが、これはそもそも、対策室の方の提案なんですか。それとも知事の提案  
なんですか。どっちなんですか。

室長：県の試案ということでございますので、当然この内容につきましては、試案という  
形で知事に見てもらっております。

住民：この周辺自治会ですね、先にこの7自治会のうちの6自治会がですね、最近、連  
絡協議会というのを作りまして、これから県といろいろ交渉していくのに出来るだけ  
早く対策を進めていこうということで立ち上げた訳なんですけれども、この第三者委員  
会というのを、そもそも、我々この自治会の方としてはね、全く必要ないんじゃないか  
と。というのは、県の方、それから市の方ですね、今までの第三者委員を入れて、い  
ろいろ調査なり、対策方法なり、そういったものをしてきたんですが、それがひとつも  
ですね、反映されていない。県も対策委員会の方の、先程も説明ありましたように、2  
月ですか、その対策方法というのを県の方に提出されたのが、A 2 案ですね。それにも  
かかわらずですね、県独自にですね、D 案というのを強引に押しつけられているわけ  
です。これだけ列挙しましても、非常に第三者委員会を設置してやることによって、時間  
的に無駄なのと、また経費も掛かりますのでね、我々としてはこういったものは必要な  
いと。直接県の方とですね、お話し合いさせていただいて、それから出来ることからや  
っていきなとこう思うように思っておるんですけどね。

管理監：第三者委員会という言い方が、これまでから、そのまま使っておったんですが、  
対策委員会をもう一回やるつもりは毛頭ございません。この話というのは、1 月末の対  
策工予算の計上を見送り、引き続き話し合いをするという知事の判断が下りました時点  
で、話し合いをするだと、従前通り引き続き。ただ、当事者である県と地元住民の皆さん  
が今までから同じようにやっても、なかなか冷静な現実的な歩みとなるような話し  
合いに結びつかないと。だから出来るだけ冷静に客観的な話し合いに持ち込むために、  
一回皆さんと相談ですけども、誰か第三者、中立的な方に入っていただいて、そのお力  
添えいただいて、もつれた糸をですね、ほぐすような形で話し合いを進捗出来ないかと。  
ここでは、今日、提案しているのは中立的な第三者を交えた協議の場、話し合いの場。  
これを今日、提案させてもらって、ということで、第三者委員会を設けてもう一回、対

策工について新たな諮問をもらうとか、そんなつもりは毛頭ございません。もう現実的に、いわゆる特措法の制度に則って何をすべきなのか。お互いに県の案も既にご説明してあります。地元の皆さんの思いと、こういう案が良いのではないかと既にお聞きしております。そういう中で両者どういうふうに進み寄って、現実的に法制度に則ってやれるか。というのを速やかに話を持ち込みたいというのが思いですので。今日、先程からこの話し合いの場を設置するに当たって、県だけが一方的に呼びかけてもいけないし、発起人会みたいなものを、まず、共同呼びかけ人の場を作ろうやないかというような提案をさせていただきました。ここで一回、そういうふうな進行役、ここでは進行役というようなことを言ってますけども、30日以来の地元の自治会長さんとの話し合いの中では、そんな回りくどい第三者を入れて何をやるのかという話もお聞きしておりますので、その辺についても、我々は、なかなか今の自治会の皆さんと県の話し合いを冷静に客観的に運んでいくためには、やっぱり第三者に入ってもらわないとあかんのとちがうかという思いを持っています。ただ、その辺は、皆さんのご意見を今日また・・・がおられると思いますので、そういうことを踏まえて、お話し合いさせていただきたいと思っております。

住民：今、聞いてますとね、そうしたら表向きはですね、住民の意見を聞いてというふうにおっしゃってますが、これ住民の意見を反映させてもらうということは出来ないんですか。おっしゃいましたね。今まで決まってあることを変えるつもりはないとおっしゃいましたね。そうしたら同じじゃないですか。それでね、我々言っているのは、今まで県と自治会とのやりとりの中で、まとまって交渉事が出来なかった。ばらばらでしていただいていた。それをですね、こちらの方もそれでは駄目だということですね、やっぱり、まとまってやっていこうやないかと。それから自治会の中でも温度差がありますので、それはやっぱり統一してですね、やっていこうと。そういうことで取り組んでいるんです。住民の意見は絶対もう無理なんですか。

管理監：今、皆さんとお話し合いするときの、それぞれの話し合いの議論のベースというのですかね、最初のスタート地点、我々としては、昨年来、現行法制度に則った時に、支障除去関係から原位置浄化策がベストだと思って皆さんにご説明し、お願いしたわけです。同意を。その考え方を、まずスタート地点に、我々としてはそこに立たしていただいたと。皆さんのご意見、1月、2月の時点では粘土層の修復の話とか、A2案をご支持いただいているご意見とかございました。最近では有害物の除去を統一的に対応したいと、そういうご意見聞いております。そういう、それぞれ皆さんの持っておられるご意見を、対等のベース、同じ土俵に上がってですね、話し合い。お互い合意と納得できる対策工の絞り込みですか。それをやっていきたい。我々としては、昨年来あれだけ皆さんから怒られても、原位置浄化策が我々はベストやと思っておりますと言って、強く皆さんにお願いした立場上ですね、原位置浄化策について何とかご理解いただけるか、そういう努力をしたいと思っております。

会場：(ザワザワ)

室長：ちょっとすいません。昨年の意向の中でですね、少し補足さしてください。例えば、

遮水壁は、私どもは外から中へ漏らしますと。外から中へ漏らしますと。だから外へは漏らしませんというふうな説明をしたんだけども、いや、それは違うだろうというふうなご意見。それから、私どもは遮水壁は50年保つと言うと、いやそんなん保たない。私どもは粘土層修復案というのは、そんなに安く出来ないと思っているんやけども、50億で粘土層修復案が出来るという提案もいただいております。私どもはどうしても思えない。そういうことについて、科学的に、去年いただいた意見も私ども整理しております。そういうことについては、まず科学的にしっかり、双方共通認識を持って話し合いを進めましょうという意味でこの第三者協議の場というのを設けていきたいという趣旨でございます。だから、まず科学的なところを、私どもが言っている、住民の皆さんもおっしゃっている。そこを、今、途切れ途切れになってますので、どっちが正しいかよくわからないので、そこは第三者協議の場で、どっちがどうなのか、これはどう考えたらいいのか、というふうなことを明らかにしていく。それも大事やというふうに思っております。

住民：第三者、第三者とおっしゃいますけどもね、全く知らない人が、何もわからないものをまた一からですよ。我々、10年入っているんですよ。当初から。だから現状を一番よく知っているんですよ。我々は。

(傍聴者：発言あり)

住民：住民の意見が反映されないもの、なんぼ第三者でやっても、これは駄目ですよ。

(傍聴者：発言あり)

住民：これね、まだ白紙じゃないんですか。白紙からやるんじゃないんですか。まだ、いまだによりよい原位置浄化策を支援して、そしてまだこれからみんなと話し合おうということですか。これやったら何も解決しませんよ。それとね、第三者委員会の件ですけども、これ一番最後の、2ページ目ですね。その右側の共同事業、共同事実確認ということで、一番最後のところに、科学的課題の調査検討は、原則として学識経験者が行うとね。これはね、一番最初の委員会、県が設置した委員会。そのときの委員長、京都大学の。その人がどんなことしました。私たち、ものすごく不信感を持った人物ですよ。また、それと同じことやるわけですか。それを行うということは、結局同じことですよ。その意見も、また聞く訳でしょ。何ですかこれは。不正調査だって、昔、そうだったですよ。有機化学物質、揮発性のものをね、105度で4時間も熱風乾燥して、そして揮発性有機化合物、毒物は無かったですとね、ニコニコしながらみんなに言ったんですよ。頭が良いことないですよ。

室長：前回のことも入ってますので、私の方から説明させていただきますけども、前回は県の方が委員さんこういう方ということをお願いをいたしました。今回につきましては、その協議の場の委員さんもですね、そこから一緒にお話し合いをして決めていこうというふうにしておりますので、そこは前回と少し違う。

住民：じゃあこの文書、消してください。いらない。

室長：どの文書。

住民：今、言ったじゃないですか。科学的課題の調査検討は、原則として学識経験者等が行う、書いてある。これ消してくださいと言っているんです。これ何のために書いてあるんです。

室長：科学的な知見をですね、やはり大事にする必要があるというふうに思います。私も、わからないかもしれませんが、住民の皆さんも、やはり、こういう専門家の意見を聞いてご判断いただくことは大事やというふうに思っておりますので、そこは、その科学的な課題、そういうものについては、その方、専門家にご意見を言っていただいて、場合によっては解説をしていただくということが最も良いやり方ではないかなというふうに思っておりますが。

(傍聴者：発言あり)

住民：自治会のと申します。第三者協議の件でちょっとお聞きします。2番に協議の前提というのがありますが、この中で、合意を目指す対策工は、産廃特措法による国の支援が受けられる効果的で合理的な対策案であることというのだけれど、これ特措法だけのことなんですか。特措法だけのパターンでやるということなんですか。我々が常々、当初からお願いしているのは、廃掃法、廃棄物処理法の基準がクリアー出来ないのかというので、ずっと来ているわけですね。だからあそこの環境を安全で安心できるようにして欲しいということをお願いして、それは、廃掃法の基準をクリアーしてください、廃止基準をクリアーしてくださいとずっと言って来られますね。特措法は、15年、最近ですよ。平成15年くらいに出来ているんです。途中でこういうものが出来て、是非それを利用して、国の支援を受けてくださいというのが、我々住民もお願いしているわけです。これは、その特措法だけの問題なんですか。我々がずっとお願いしているのは廃掃法なんです。(拍手)

室長：私の方で説明させていただきますけども、廃棄物処理法の中では、このような事案については、県が措置命令をかけて、そして相手方がその事業をしない場合に代執行事業でやるという規定がございます。その代執行事業というのは、効果的で合理的でないといけません。その効果的で合理的なものについて、産廃特措法が支援するというのでございますので、ひとつの廃棄物処理法の中での効果的合理性。それもやはり求めておるというふうに私も理解をいたしております。

住民：ということは、その特措法を実施することによって、我々が常々お願いしている、あそこの環境は良くなるわけですね。我々、あそこが良くなるということは、廃掃法の基準がクリアーできるということなんですよ。県は処分場の外に出なければ良いじゃな

いかという考え方でやってませんか？要するに有害物はあそこに置いたままにしよう。我々はそうじゃないですよ。あそこの中の有害なものを除去してくださいよというのを常々お願いしているんです。その開きがあると思うんです。

室長：そういう議論を第三者協議の場でどんどんやっていただいたら良いと思う。だから、その中には法律論であれば、私ではなくって、例えば法律家を呼んでくるとか、そういう形で第三者協議の場でお話し合いをさしていただかないと、この議論は、実は、さんとはずっとやっている議論です。ずっとやっている議論なんです。だから、それはやはり第三者の力を借りて、そして、これはどうなのかということをはっきりとしない。これさんと、こんなこと言って悪いんですけど、ずっとやっている議論です。だから、そこは第三者のお力をお互いに借りて、どっちがどうなんやという話を持っていきなと私は思っております。

住民：これは　　さんだけ違うで、住民の総意やで。

室長：はい。

住民：現に、ここの、今は RD 処分場の跡地になってますけど、今、法律の網は何が掛かっているんですか。特措法で掛かっているんですか。廃掃法で掛かっているんですか？

室長：廃棄物処理法です。

住民：でしょ。それをずっと我々はやって来ているんです。途中で特措法にするの。それもいつになるかわからん、それ取りやめたんでしょ、特措法は、現実に。前提というのを、その前提を第三者で協議するんですか。これは断定してますよね。対策案でやるということ。その前提というものも第三者でやられるわけですか。そうすると、その前提もみんな崩れますよ、県の考え方は。

室長：まずですね、今後、今いただいたようなご意見。そういうものを県と、ずっとお願いしてきたんですが、なかなか答えが出にくい部分があって、その答えが出にくいところが、その対策工を前に進められない。そういう事態に陥っているというのは皆さん認識していただいていると思うんです。その中で、県は第三者に力を借りたいというふうに申し上げているわけで、それについては皆さんも賛成していただけているんです。そして、その運営については、こういう形で決め方の決め方までお話し合いをして決めていきたいと思いますということを申し上げているわけですので、これが要らないということにはならないというふうに思うんですが。だからこの中で、またご意見のところはご意見として、またお伺いしたうえでですね、良いものにしていったらいいと思うんです。だから、良いものにしていくにはどうしたら良いのかということで、今日はご意見をお伺いしているわけですので、そこら辺は、県試案という形で出さしてもらっておりますので、またご意見を聞いて、そして県と話し合いをさしていただきたいというふうに思うんですけど、今日、こういう形でこうですということの説明をさし

ていただいているわけではなくて、県はこういうことを思っておりますと。そういうことについて、また議論していただいて、そして第三者協議の中ではこういうことも議論せいやと、こういうやり方もしたらどうやというふうなご意見をいただいて、なんとか前に進めていきたい。そういう思いを持っております。だから、産廃特措法の期限は、よりよい原位置浄化策の中では、今のところ、この25年の3月までに出来る見通しはございません。だから県としては、この産廃特措法の延長をお願いしていかざるを得ない状況になってます。お願いしたうえでは、延長になれば、この事業をしっかりとやっていくというふうな考え方が今現在の持つておるところでございます。

(傍聴者：発言あり)

室長：今、ヤジを飛ばしておられるんですけど、そういうことではなくって、第三者に入っていて、そして冷静な話し合いをしていこうというのが私の思いです。

(傍聴者：発言あり)

室長：あの、自治会とお名前言ってから、言ってください。

室長：自治会の方ですか。

(傍聴者：発言あり)

室長：傍聴の方、傍聴してください。

(傍聴者：発言あり)

(傍聴者：発言あり)

(傍聴者：発言あり)

住民： の ですよ。今ね、目川の方がおっしゃたのはね、当然の行為やと思います。栗東市民、当然ですよ。私、上田室長とは、これで確か4回くらい、上田さんをご存じないとは思いますが、私はお会いしてるんですがね、A 2案、D 案、D 2案といろんな案を示されましたけれども、7自治会のうち6自治会が反対している。パーセンテージで言えば、85%以上が長年にわたって、足かけ10年取り組んできた、その影響の成果としてですね、そしてもちろん感情も含めてですけども、反対を表明しているにもかかわらず、県は頑固としてD案を固執するわけなんですね。それは先程、山岡さんがですね、変えませんとおっしゃいました。ところがその直後にね、上田室長が説明されたのが、微妙に体温が、温度差があるわけですね。つまり、そういう、私から言わせれば、誤魔化しと言いましょうか、行政の逃げと言いますか、ある意味で行政の常套手段なのかもしれませんけれども、もちろん上田さんは、それも承知の上でやってはると言

いますか、お仕事柄。説明もされているということをおも承知の上で。だけど我々、今生きている住民の命と同時に、未来にわたる子供、孫、私も孫いますけど、命に関わるから特措法があろうが無かろうが、命の保障をして欲しいという切実な願いを行政の力でして欲しいと。こういう願いなんです。まとめて言えばね。というのは、今度の知事さんはね、大戸川のダムについても、国というのを相手にしながらですね、住民を守ろうという意志を貫徹されているわけです。造林公社云々というのいろいろありますけれども、とにかく良いこともされてるわけですよ。ですから、この RD 問題に関して、どうぞ未来にわたる栗東住民、7 自治会だけじゃなくってですよ、栗東住民の命の安全を保障する。その行政の一番基本的な、中学生でもわかる、その素朴なだけの大事な仕事の内容を貫徹していただきたい。そういう願いなんです。(拍手) だから、難しいこといろいろ言われますよ。学者はいろいろ言われますよ。都合の良い学者は、俗に御用学者と呼ばれる人たちがいるのかもしれない。行政はね、自分に都合の良い学者を呼んで、データがこうですよ、住民さんわかりましたか、我々言っているのが正しいんですよと持っていこうとしてはるんでしょ。そんなね、庶民のね、大衆をね、甘く見ちゃ駄目ですよ。もっとね、地に足ついた、そして命を毎日営んでいるね、その息づかいを大事にした行政をしてくださいよ。それが上田さんの一番大事な役目やないんですか。それが無ければ、前に失礼な言葉を上田さんに言ったんですが、上田さん覚えておられるかもわかりませんが、ここでは繰り返しませんけれどもね、心の中ではそういうふうに思ってます。どうぞ命を守ってください。それが行政の、我々行政に対する願いです。お願いしますよ。(拍手)

室長：議論の中で私は人間失格と言われました。知事は殺人者というような議論がありました。そういう議論にのぼるほど難しい問題やというふうに思うんですが、その中でやっぱり冷静に沈着に第三者の力を借りて協議を前に進めていく。それは県も県の主張させていただく。しかし、住民さんも今までおっしゃってこられたことについて、堂々と主張された上でですね、その学者についてもまた準備会等で十分議論していただいてこういう人が良いというふうなところで前に進めないと、その科学的知見というものがしっかりしていないとね、県の方もそうですけど、それがやっぱり事業として前に進められないという本当の問題でございます。そこはひとつまずは世話人会でお願いをして、そこでまた議論していただいて、そしてうまくいけば準備会まで発足する、準備会まで発足して議論して、そしてそれがうまくいけば協議の場という三段構えと言いますか、そういう形で RD 問題の道筋をですね、付けていくべきやと思うんですわ。去年 3 巡回らせていただいた中でやはり私どもも大きな声を出してとかいろんなこと言われてきて、そういう意味では冷静さを欠いたかもしれないし、そこはここで第三者の人に入っていてですね、少し冷静沈着な議論をしていくことが RD 問題の解決に繋がるというふうに思ってます。先程水源の話がありました。栗東市長さんは、地下水の問題と水源の問題は別だと。だから、飲み水の水源についてはしっかり見てるから大丈夫だというふうにおっしゃっておられます。私はそのように聞いてます。そのことについても第三者協議の場で一体どうなんやという議論をされたらいいかと思えます。そこら辺の中でそういうものの専門家の人に十分に意見を聞く、お互いに意見を聞く、県も聞く、住民さんも聞く。そして、共通認識を持たないとこの問題は前に進まないと思うんです。

ひとつよろしくお願いしたいと思います。

住民：いいですか、進めていいですか。質問しますけども、先程こちらからも質問ありましたけれども、中立的な第三者云々というもの2の前提のところですね。産廃特措法による国の支援が受けられると書いてありますけれども、裏を読むと受けられなければ万歳するでというふうにも取ろうと思えば取れる訳ですが、そこら辺りはどういうふうにお考えなんですか。人間の命よりもその前提の方を大事にした立場を、スタンスを県が取られるのかどうかというのを知りたい、というのが質問の意図です。お答えください。

(傍聴者：発言あり)

部長：今、さんがおっしゃったこと、私も命に・・・については同感です。それについて何も異論を挟むつもりはありません。ただ今回の前提と・・・従前から申してまされども措置命令をしていく中でのこれは法律的な問題もあるわけですが、効果的で合理的な対策いうものを説明をかけて代執行するというのがひとつの・・・手続きになっておまして、これは県の方で意識的に作った前提ではありません。そういう対策案を県は特定することによって国の支援を受けていきたいと一貫して申し上げているところであります。それは県としてですね、さまざまな特措法申請を行っていく中で、やはりRD問題というのは極めて大事な問題というのは当方の認識といたしております。私も思っています。ただ何としてもこういう厳しい財政状況の中でありまされども、一昨年申し上げましたけれど、何とかこれをやり抜きたいという思いがあるわけです。その中でもっとも効果的で合理的な方法で国の支援も引き出しながら早くやっていると。そういうことを昨年の秋にも、私替わってからですけど、皆様にもお願いしたという思いがございます。現に今でもやはり地下水汚染がおこっているなら止めたい、そのためにご協力いただきたいということを申し上げました。その中で県の行政が、やはり一方で県の行政を進めながら、その仕事をしっかりとやり抜くという中では、やはりこのような国の支援を受けてやっていると。それが結果的に命を守るということに繋がるようにしていかなければならないという思いから申し上げてることでありまして、決して先に経済的なものありきというわけで申し上げてるわけではありません。

住民：調査委員会の時にもそうおっしゃったじゃないですか、最初。経済的にも心配しなくてもいいと。それで結果、県が思っていない方向になったらそんなものは駄目だと。今回も同じ結果が出たらどうするんですか。また、駄目だというわけですか。地下水汚染、今現在本当におこっているんだ。水銀でも280倍、ダイオキシンなんて地下水では考えられない数値なんですよ。ただ土壌だとか浸透水だったらもっとも高いところありますよ。地下水汚染として現実問題として20何倍だとか、30何倍だとか何でおきているのですか。こんな地下水を飲めるという保証なんてどこにもないですよ。だから、心配してる。県のそういうやり方では駄目だと言っている。硫酸イオンなんてものすごくあるんですよ。硫酸イオンはコンクリートを破壊すると、劣化させると、そういうこと県に言ってるでしょ。これは県が調べた結果ですよ、硫酸イオンありますというのは。そういうことを心配してるんですよ。

室長：今いただいた意見は住民説明会の席でもいただいておって、そういう課題について第三者を交えた協議の場で話し合いをしていきたい、こういうふうに思っております。

(傍聴者：発言あり)

住民：もう一回言いますけど、一年間かけて何回も説明された。けど同じこと押しつけてるばかりじゃないですか。同じこと何回も言っている。話し合いじゃないじゃないですか。それで打開できるんだったら、こんなもの作ると言ったって一緒じゃないですか、何も変わらないじゃないですか。

室長：　　さんのそういうご意見もあって、私どもも私どもで説明させていただいて、それが膠着状態になってきた。膠着状態を打開するためには、第三者のお力を借りないと、これは難しいなということが私どもの思いでして、中立的な第三者に入っていていただくということは住民の皆さんにとってもプラスじゃないかなあと思うんですが、

住民：同じこと繰り返し言ってるのにね、膠着状態なるの当たり前じゃないですか。いつも同じこと言ってるじゃないですか。何にもこちらが言いたいことは聞かなかったじゃないですか。結局一緒じゃないですか、何も変わらないじゃないですか。白紙からやるべきですよ。お互いに。そこでいろいろな意見出し合ってしたらいいですよ。

住民：　　の　　と申します。県の方では、なぜ膠着状態になっているのかという検証はされたんでしょうか。今住民が自治会の方、言ってらっしゃるように今でも膠着状態ですね。この説明を受けても膠着状態ですね。その6自治会が不同意を出した。県の方で膠着状態になった理由というものをきちんと検証されたのでしょうか。それがまず一点。それと地下水の汚染というものは住民がものすごく心配しています。最初の支障除去の対策工の説明の中で5ページの3番の水処理施設、ご説明がありました。ここの説明の中で汚染された地下水を汲み上げて処理するんだという説明がされました。これは5月12日3自治会集まって説明をいただきました。その中でこの水処理施設については浸透水の部分しか吸い上げることができないんだ。地下水を吸い上げる仕組みにはなっていないという説明を受けました。なぜ今日になって地下水の汚染がこの水処理施設でできるようになったんでしょうか。そのところをきちんと説明していただきたい。そういう違った情報を日にちが違った段階で出されると住民は混乱しますし、膠着状態は続くと思います。

室長：ひとつ私どもは膠着状態と言いましたのは、私どもよりよい原位置浄化策について、だいたい総額45億円ぐらいやと説明させていただきました。住民の皆様からの提案はひとつは粘土層修復案が良いと、それが50億円でできるというふうなご提案をいただいております。もう少しよくわからない部分があるんですが、その県と変わらない額、もうちょっと安くできるというような情報が出てくるようなこと聞いているんですが、そういう中で対立案もできてるわけですね。粘土層修復案とよりよい原位置浄化策。そういうこ

とになってきたら、県案の方は遮水壁は崩れる、修理できないというふうなご意見をお持ちの方がたくさんおられる。県はそうではない。私も粘土層修復案というのは50億で本当にできるのかなあということを思ってるんだけど県はしたくないからできないと言ってるというふうなことを考え合わせると、やっぱりこれは少し第三者に入っただけが大事やなど、いうことで膠着状態ということをお願いしております。もうひとつ、地下水の話につきましては、今ちょっとそういう説明があったかもしれませんが、正確に申し上げますと　さんおっしゃるように今も井戸は浸透水しか取れませんが、能力的には地下水も取れる能力がございます。そういう意味では、今は浸透水しかできませんけども、能力的には地下水まで繋ぐ能力がありますので県の方で手当てができれば地下水の方の汚染も、その部分ですけど、全体遮水壁しませんのでその周辺部分については浄化ができるというふうに思っております。

副参事：もし私地下水汲み上げというふうに言ってしまうたら謝らないとあかんですが、言いたかったのは浸透水を汲み上げると今廃棄物があるところを粘土層が破壊されて下の地下水層と繋がっているところがございますので、浸透水を汲み上げたら浸透水が地下水に行き地下水が汚染されてるわけですけども、それが浸透水汲み上げるといくらかでも軽減されるということで地下水の汚染の拡がりも軽減されるということでそのような対策がしたいという意味で申し上げました。ちょっと違うように言ったらそれは申し訳ございません。

住民：私が揚げ足取ったみたいに思われてるみたいですけども、私が質問しなかったらあのまま流れてるわけですね。先程の説明のままで。

副参事：私も正確にどう言うたかまで・・・

住民：だからそこら辺の県の姿勢がきちっと正確に説明をされてないから住民としては不信に思うわけじゃないですか。そういうところから県に対する不信感が強まってきているというふうに思っているんですよ。だから、最初から上田さんも今きちっと説明してくださったように最初からそういうふうに説明してくださればいいんですよ。その説明を無理にしてあの説明でさらっと流そうとするから住民も不信感を持つ訳ですね。

住民：　　の　　です。17日にニューハイツに来てくださるということなのでその時に申し上げようと思って遠慮してたんですけど、会長が発言したので私も発言しても良いかなあと思って発言させていただきませうけれども、　　が言った最初の問題なんですけど、ここ3年間この問題の解決が滞っている理由を県側はどう考えるかということをしつかり総括して反省しないと先に進めません。そこが曖昧だとですね、我々は信用できない。私なりに考えますとね、この3年間の県の行政対応は甚だしくおかしかったです。まず情報を隠しました。今でも隠してます。元従業員の証言を入手しながらまだ開示していません。それから結論を出していたのにそれを隠してます。去年の5月の嘉田知事の説明会の時にもD案決まったそうじゃないですか。先日の滋賀報知新聞の記事だともう特措法の断念を決めてたそうじゃないですか。ところが知事は会見で何ら状況は変わっ

てないと発表してるじゃないですか。そういうふうな嘘言ったらいけないですよ。それからD案工法に関しては民意を否定してきた。これは明らかに住民たちがD案では反対だということがわかってD案を強行したわけです。そして本音と建前を使い分けてよりよい浄化で住民を説得しようとしている。そのような姿勢を持っている限り駄目です。第三者委員会を立ち上げて。立ち上げることさえおぼつかないと思う。まず、こういう行政対応をしっかりと反省して、そして本当の信頼関係を住民と一緒に一から作り上げていかない限りこの問題解決しません。私は対策委員会の一人でした。そして住民の一人でもあります。このままで良いとは思っていません。しかし、この問題の解決を遅らせているのは、何よりも滋賀県の姿勢です。そこをしっかりと反省してください。ご意見ください。

管理監：今県の対応姿勢がおかしいと、特に情報隠しているのと違うかと。昨年度の決定経過ですけれども、確かに県は方針（5月）11日以前に決めていたのと違うかという話がある。いろいろマスコミ等と言われるけれども、実際問題は知事の協議段階、いろいろレベルがございました。どの段階で知事が決断されたかは、それはわかりません。少なくとも5月15日でしたか、常任委員会の中で知事が公式に表明された。それを持って対外的な県の意思統一である。また、1月の対策工予算計上見送り、それを実質断念と違うかと。それは、それのとらえ方でどうにでも。だからその時点で見送ったことは先程もご意見出てます。現行特措法の期限との問題で現実問題、今見送って出来るんかという裏腹の話としてそういう話が出てきたと思います。ただ、環境省とのその後の接触等で環境省も滋賀県が本気に・・・、県と地元住民が合意してこの案で行きたいんやという腹が見えたら、それについては積極的に衆議院の予算委員会等の質疑の中でも環境省の幹部がそういう答弁をなさっています。前向きに対応するよと。ただ今情けないことは滋賀県本当にやる気あるのかというのは、滋賀県いろいろ言うてるけど地元として本当に、地元というのは行政も地元住民も含めてです。合意した案が何も見えてこないではないかと。それが一番の問題だと。延長せえせえ言うても延長したらそれですぐ動くんか。それでまた10年ぐらいかかるん違うかと。それを今問われてる訳です。だから、今知事が言うてるのは、話し合いをして、早々にいろんな動きをするにしても、まず皆さんと合意と納得の上の本当に実施したいという案を作っただと。それがまずないことには、いろんな課題もございまして。しかし、それをやらんとあかんやると。もう一点、膠着の原因です。私去年の4月からこの問題携わっています。最近内部の協議でも言うていることは、今日のご意見でもいろいろ出てました。RD処分場の現状、有害物の評価、それについて我々行政、あるいは環境省、対策委員会の学者委員で環境省の顧問にもなってる先生方とかのご意見とか、そういうこと聞いている部分と皆さんのいろいろ指摘いただく部分、そこはかなり乖離があるのと違うかと。それで今回第三者の交えた話し合いの場で合意できる対策工の絞り込みやると。その前段階でまずRD処分場の現状、そしてリスク評価をどういう状況としてみんな我々行政と皆さんが共有すべきやと。先程、支障の問題として地下水のリスク言われました。命に関わってるやないかと。その問題は去年の住民説明会の場でも知事はそういう質問に対して、もし命に関わるような項目があるのであれば、そんなもの何においてでもやると。今現に出ている支障というのは、そんなことあらへんよと、それをお伝えしました。そして現に地下水を原

水にするものの上水道として事業を展開するのは市役所です。何度も市の幹部の方から市の上水道事業として市民に供給分けする上水はきちっと確保して安全にしている。

(傍聴者：発言あり)

住民：話が長いので、ちょっと待ってください。傍聴の方はちょっと発言控えていただけませんか。

(傍聴者：発言あり)

住民：私は7自治会の委員ですから優先される権利があると思います。そういう細かいことの話し合いではないんです、基本的に私が申し上げたいのは。

司会：傍聴の方、7自治会優先ということをお願いします。

(傍聴者：発言あり)

住民：いいですか。細かいことは、どうでもいいんです。基本的に私たちが求めているのは、信頼する自治体であってほしいんです、滋賀県には。その信頼が今壊れているということをもっと直視するべきです。それをしないで、技術的なことで第三者委員会でやってまとまるものもまとまりっこありません。もう既に第三者委員会を作るんだという結論があるじゃないですか、県側は。それで説得しようとしている。これならこの前のやり方と同じじゃないですか。それじゃ駄目だと言っているんです。これがわからなければ、この問題は解決できませんね。

(傍聴者：発言あり)

室長：大変申し訳ないんですが、今日私どもね、周辺自治会の皆さんにお集まりいただいて公開する意味で傍聴をお願いしてるんです。こういう会議は私たちこれから何回もお願いしたいわけがございますので、その中で傍聴の方からですね、そのような発言というのは控えてください。

(傍聴者：発言あり)

住民：すいません、の と申します。今ですね、知事も地下水は飲んでも大丈夫だとおっしゃった。市長もそのようにおっしゃっている。ところが、私昔から井戸水を使っているんですけど、井戸水は地下水なんです、その使用禁止を栗東市の方から伝えてます。それはもう解除されたんですか。それとどういう因果関係があるんですか。飲み水の禁止をされてると飲んでもいいということと矛盾しないんですか。

管理監：よろしいですか。先程知事の発言等をちょっと例にとりましたけども、私言いた

かったのは、R D処分場の現状、リスクの評価、そういう問題等、いわゆる合理的な対策工を絞り込むという議論は第三者を交えた、今日提案させていただいた話し合いの場で議論すべき内容として先程言わせていただいた。それが・・・な問題として議論していかなあかねやろなという私の思いを言わせてもらったので、それを今この場で議論するという話ではないと私は考えているんですけども。

住民：それは大変な問題ですよ。先程のね、命と健康に関わる問題とはまさにそこでしょう。

管理監：昨年来の3巡にわたる住民説明会でも結局皆さんとのやりとりの中で対立の主要点というのはその問題やったと思うんです。だからそれを今ここでお話し合いして意見交換しだしたら、それだけで終始して後残された時間飛んでいくと思いますから、それについては我々の宿題として第三者の場でもう一回お話し合いさせていただきたい。

(傍聴者：発言あり)

室長：こういう状況の中でですね、ではどういう形で進めばというお考え？私どもはこういう形で試案示させていただいたんですが、こういう形が良いんちゃうかと、対策を打つためにはこういう形が良いんじゃないかということをもたご議論いただいて、そしてまた県の方に提案していただくことも結構やと思うんです。私ども今日は試案という形で示させていただきました。認めたわけでないし、私も今日認めていただくというつもりはございません。ただ、議論をしていただくためにはこういう資料が必要ということで前回の時にいただきましたのでこういうものを作らせていただきまして、これはもちろん試案と言えども知事まで見てもらっております。また、皆さんの中で、この今のこういう状況を少しでも進めていく。そのためには、どういう方法でやっていけばいいのかということもご意見としていただきたいというふうに思います。

住民： の でございます。第三者を県がおっしゃるようなにやったとしても、平行線のままだと思います。先程から説明伺ってますと、住民の案と県の主張案との平行線を中立的第三者にコメントもらってお互いに合意に持っていこうというように言われてますけども、それは絵に描いた餅のように思うんですね。この問題は対策委員会で予定の8回が15回だったですか、延々と一年以上かけて多くの専門家、地元住民も参加した大きな円卓会議の対策委員会で、15回にわたってこの話題十分議論した。A 2案にしても、原位置浄化のB1、B2案ですね、これについても十分議論している。そういう中でまた県が原位置浄化をまた持ち出されて、住民が納得しないから第三者を入れて話し合いましょうと。しかし、住民は県の案にみなさん反対している。ごく一部の自治会を除いてですが、大多数が反対しているわけですよ。反対していることを、そのまま県の案で押し通そうとしてもこれは平行線ですよ。専門的な議論は、対策委員会で十分にされているじゃないですか。それをもう一回蒸し返そうというのですか。そんな時間がないんですよ。そんなことよりも、先程どう進めればいいのかとおっしゃったので、一つ私申し上げたいのは、住民が本当に望んでいる案について、どうしたら実現できるのか

ということを真剣に検討する会にしたらどうなんですか。そうしないと、県案を引っ込めずにやったって、何年経ってもできないですよ。だからそういうふうに提案したいと思います。それから、特措法の延長が決まったら一生懸命やろうという考えでは駄目ですよ。今まだ約4年近く残っています。その間早く詰めて、計画案を作って、一日も早く環境省に出していく。それが誠意ですよ。熱意というか、そういうことで環境省が延長を認めるということじゃないんですか。今のんべんだらりと第三者入れたりしたって、第三者選ぶにも時間がかかると思いますよ。それから何回ぐらiyorのかわかりませんが、延々とこんなことやってる暇はないと思うんですよ。私、前に上田さんにお会いしたときに、そういう話で次の住民との話し合いをどのようなスケジュールを前提でお考えですか。やはり特措法の問題もあるので、早くやらなければいけない。しかも、住民が納得する。これが基本的な条件ですからね。そのためにはどういうスケジュールで考えているのかご返事いただけなかった。それを第三者決めてだらだらやっても平行線のままで時間が経つばかりですよ。いつまで経っても解決しないと思います。以上です。

室長：対策委員会の焼き直しではないと思っています。対策委員会で議論いただいてA2案が推奨案、他の原位置浄化策も8人ほど推奨いただいたんですか、そういう中で、住民説明会をさしていただきました。その中で、皆さんからいただいたご意見、これは私ども整理していますし、またお見せしたいと思うんですが、私どもが言っている遮水壁については、漏れるとか、漏れないとか、修理するとか土木的見地の中で言ってきました。それに対して、それは違うやろという意見もいただいておりますので、それは、第三者の力で科学的な課題は解消していきましょう、今住民のおっしゃる案についても真剣に検討しろと言うことについても、粘土層修復案50億円でできるというような案も出ておりますので、そういうことについて十分に主張していただいて、本当に粘土層修復案が50億でできるのか、できればいいですね。しかし、私どもはできないやろと思っています。そういうことを第三者を入れて真剣に議論したらいいと思うんですよ。おっしゃるようにそういう議論をしたらいいと思う。その第三者についても皆さんと協議してから決めていく、ということやっていきたいと思っています。

住民：論点は出尽くしているんですよ。上田さんこっち向いてよ。県ははっきり言えばお金がないんでしょ。県はお金がないから安くしたい。我々は安心がほしいから有害物を撤去したい。それを二つ合わせればいいだけの話じゃないですか。有害物撤去をどうやって安くできるかを考えればいい。それを具体的にプランニングしてくれればいいじゃないですか。A2案にもこだわらないし、粘土層修復案にもこだわらない。有害物を撤去すればいいんですから。それにはいろんな工夫があるでしょうが。それを何で一歩でも二歩でも進めないんですか。まどろっこしいことやってて。

室長：A2案にもこだわらないし、粘土層修復案にもこだわらないとは今初めて聞いたんですけどね。

住民：我々は有害物撤去を求めているわけですよ。具体的に案を出したのはA2案です。A

2案を出した私もそのうちの一人ですけども、具体的な問題は詳細設計の中でという形になって、あれを100%実現しろなんて一言も言っていません。たとえば、テントが大きすぎるから問題あるなら、テントをなくしたっていいですよ。遮水壁が駄目なら揚水井戸に変えることだってできる、要は有害物を撤去するかどうかなんです。それがもしわかってないとするなら聞く耳持たない。住民の気持ちを全然聞いていない。今のやりとり聞いていても、この人ほんとに今までの話聞いていたのかなと思う。

住民： の ですけども、聞いていてすごい不思議なんですけど、県が提案した案を住民が反対して、また話し合ってくださいというのに、また同じものを持ってくるんですかという疑問があるんですね。中立的第三者をやっても時間とお金の無駄にしか終わらないと思うんです。それで、たとえ土で覆ってもそこにあるというだけで私たちは不安なんです。いつ有害物が混じって出るかわからない。それは今日かもしれないし、明日かもしれない。その不安があるからお願いしてるんですけど。だから中立的第三者というのは忘れていただいて、今度の会合の時にはそのワードが出てこないことを私は望んでいます。

(傍聴者：発言あり)

部長：中立的な第三者の場を私どもが提案した一番の願いは、当事者になっている県と住民の皆さんが腹を割って話したい、それが十分にできてません、それは県の方にも反省たくさんあると思います、それは私どもも認識しております。そういう中で県の予算も、最終的に10億円の予算を要求しました。最終的に栗東市長の同意もいただきましたけども、その中で、今申しましたような地元の合意と納得をしっかりとってくださいという付帯決議も、但し文もございました。そういう中で、言葉正しいかわかりませんが強行ということは止めようと、住民の方が納得していないのに、案を無理矢理提案することは止めなければならないと、そういう判断でおりました。そのことによって、特措法の期限が一挙に厳しくなったことも事実です。これは否定できません。大変難しくなったときに議会でも申し上げました。まだ、断念とは申し上げてませんけども、大変難しくなったとは申し上げてます。そういう中で、早くしなければならぬことについては、基本的にお互い差はないと思うんです。そういう中で、私どもはこの膠着状態を打開するため、このような中立的な第三者の場がよろしいのじゃないかという思いで、今日提案させていただいたんですけども、そのようなものは不要であるというようなご意見もされたわけです。それについて、私どもの説明がまずかったのかもしれませんが、少なくとも、一歩でも二歩でも進めたいという私どもの思いが、第三者の場というふうに現れたということだけご理解賜りたいと思います。決して、このまま放置してですね、この問題を予算をつけずに、2年も3年もというつもりはさらさらありません。そのことについて私どもの思いがこのような形で、何とか一歩でも二歩でも前へ進まないかという思いを、この形に託したわけですけども、残念ながら時間の無駄であるとか、そういうふうにおっしゃることも私ども真摯に受け止めなければなりません。そこまで私ども信頼されていないと、不信の対象であることについても、大変重く受け止めなければならないですけども、決してこの問題をなおざりにしようという思いで参っているわけ

ではございませんのでこれだけはどうかご理解を賜りたいと思います。方法論についてですね、私どもについては決してこだわるものではありません。だから、これについて、改めて、もう一度このような第三者委員会では駄目なんだということであれば、じゃあどうすればいいのか、もう一度お話をせよというつもりはありますし、何度でもその用意はございます。その中で、私どもは第三者が良いと思ってましたけども、これを強行したり、押しついたりというつもりは全くございません。その中で、この協議の場についても基本的に決め方の決め方まで一緒に話し合いをしようというのが今の私どもの思いです。それはどうかわかっていただきたいと思います。決して県の方で一方的に、もしこれまでにそういうことがあるなら反省してお詫びします。そういうことがないように、しっかりと我々は思っておりますので、それについて進めて参りたいと思っております。

住民： の でございます。今いろいろおっしゃっていますけども、この中での論議のなかで、第三者委員会は止めると、やらないと。住民側が要求しているいわゆる有害物の除去、撤去ということについて、県の方はどういう方法で撤去するかということをお次の会議で出していきたい。ということをおこの場の最後の締めくくりとさせていただきたい。住民側の案ということで、それ以外に県と話し合う余地はないのと違いますかと思っております。

住民： すみません、 さんが、締めくくってしまいそうだったので、出てきましたけども、冒頭にも、赤坂の自治会の方からありましたように周辺自治会で連絡会を作りました、その6自治会、自治会長名で公印を押しまして、嘉田知事に向けて、私たちは恒久対策として有害物の除去を要求します、という文書を出させていただきました。まずは、それについてのお答えをきちっといただきたい。それから先どういう形で私たちの要求を満たしてくれるのか、全く満たすことができないのか、そういうことをきちっと県としては方向性を示していただきたいというふうに思っています。

住民： すみません、追加なんですけど、今言われてた知事あての要望を出させていただきました。これは昨日、一昨日、27日の話です。まだ、これを理解されていない方もおられますのでこの場で読ませさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。今までは、県と各自治会はバラバラで交渉していた訳なんです、去年まで。私も担当してましたし。今年はそれでは意見がバラバラなので駄目だろうと、新役員ができた折に皆さんで連絡会をしようということで、何が一番大事かというのを皆さんと討議しました、その内容です。これを知事さんに出しました。これが6自治会の基本の基本です。これはもう必須です。これをはずしての対策というのはありませんという、意味でぜひ聞いてほしいし、今後6自治会のこの内容に是非協力していただきたいと思っております。

「滋賀県知事嘉田由紀子様、2009年5月27日、RD問題周辺自治会連絡会  
安定型産業廃棄物最終処分場の対策工（有害廃棄物の除去）についての要望

RD 産業廃棄物処分場の対策工についての取り組みにご尽力を賜り誠にありがとうございます。先日、RD 産業廃棄物処分場周辺の6自治会は新年度役員のもとで対策工等の諸問題について話し合いを行いました。浸透水・地下水の汚染や有害ガスの発生等の状

況の中、いずれの自治会も有害物の除去は、必須であるとの認識の上で、廃棄物処理法における基準等を満たすためには、恒久対策として、有害物の除去を要求するとの結論に至りました。汚染の素因となっている有害物が、子や孫の代まで残ることは周辺自治会住民としては納得できるものではありません。有害物の除去を主とする恒久対策を基本設計に定め、推進してください。地域住民が安全で安心できる環境を求め、下記のことを要望します。

1、私たちは、恒久対策として有害物の除去を要求します。

RD問題周辺自治会連絡会、赤坂自治会、小野自治会、上向自治会、中浮気団地自治会、日吉が丘自治会、栗東ニューハイツ自治会」以上です。今後有害物の除去というのは、相当ハードルもたくさんあります。有害物の除去を県に去年も申し入れしてるんですけども、その話をすると、全部どけると言うのか、全撤去なのか、住民はエゴじゃないかという話をすくなされます。またその話が議員さんやいろんなところに飛んでます。結局、RDの有害物除去イコール住民のエゴだというのが相当広まっています。そうじゃないんです。われわれは有害物の除去、100%すべて出ささいと言っているわけではないんです、その辺を今後交渉していきたい。逆に県はどれだけ出してくれるんですか、というのを去年もお願いしてたんですけども、全く回答がありません。県が支持しているD案、この中には掘削して有害物を除去する、撤去するとキチッと謳われています。それをプラスアルファで止めずに、一年も経ったんですから、計画、日程それも実施してください。以上です。6自治会の基本方針です。よろしくお願いします。

室長：有害物除去につきましては、昨年の三巡にわたる説明会の中で、まず、証言があったところを掘るといふことで説明しました。長期的には水処理施設で浸透させて、それで除去していく、またケーシングした上で有害物を探して取り出していくと。但し、今の不適正事案がRDに集まっていた廃油とか汚泥とかを埋め立てたということがわかってますので、混ざったものまでは出せない、ということで今まで説明させていただいておいて、有害物撤去ということで、私どもの対応はもちろんさせていただいている訳でございますけども、その上での有害物除去ということについては、少し私どもはよくわからない。たとえば、混ざったものは出すというのであれば、全量撤去につながってくると思いますし、それやと400億円で経済的に合理的でない、という判断にもなりますので、それやと県として実施していくのは大変難しい。これは対策委員会で議論された中で、有害物除去ということについては、私どもはそういう形で説明させていただいてきたというふうに思っています。

(傍聴者：発言あり)

住民：今、6自治会、周辺自治会連絡会の方で、有害物を除去してほしいと恒久対策として。その部分は県と直接対話をしていくことで解決策を見い出していきたいというのがみんなの思いだと思います。第三者を入れてというのは、必要ないことだと皆さんおっしゃってましたし、そこは今後、県とキチッと話をしていく。その前提として、先程さんもおっしゃってましたけど、元従業員の方が何を埋めたかという証言が全部明らかにされていません。そういう部分もキチッと出していただく中で、話し合いが進め

られたらと思います。それと今日21年度予算見積りのところ、いろんなことやっていくという説明をいただいて、焼却炉の撤去に関してもう少し詳しいことを説明していただきかったし、これは地元の方でもしていただきたいと言ってきたことなので、早く進めていただければありがたいなと思う反面、覆土工ということで、先程覆土について土なのかシートなのか詳細設計の中で検討するということをおっしゃってますので、私たちとすれば有害物を出してほしいと思ってますので、土で覆土をしていただくのはちょっと困るなと、シートするようなことを考えていただけたらなと思っています。以上です。

司会：時間が多少過ぎましたので、閉会にあたりまして、一言お願いします。

部長：まだまだ、お話ししたいことがたくさんあると思いますけども、会場の都合で時間が参ったということで、これはお詫びを申し上げます。本日県の方から中立的な第三者の場、あるいは、今年度の予算の進め方についてご説明申し上げました。第三者の場につきまして、必要ないというご意見も賜りましたが、私どもはこのような今日試みをやってみてまいりまして何とか膠着状態を打開するためには、これがいるのではないかという今日ご提案をさしていただきました、これについて明確に我々としてこの場でイエス・ノーを言っていたく場ではないと先程申し上げましたけれども、私どもはこういう形が良いと思います。押しつけはしませんけども、できればこれでご理解賜りたいと今日は思ったんですけども、なかなかそういう状況ではないので引き続き、この場の持ち方について、私どもはこのような思いを今日皆様に提示しましたけども、このように県は思っておりますけども、改めていろんなご意見を賜って参りたいと思っております。県としましては、このような第三者の場というのがこのような膠着状態を打破するための一つの手法として有効ではないかと考えております。これにつきまして、また改めて自治会に持ち帰っていただいて、またご意見を賜ればと思っております。冒頭申しましたように、話し合いの新たなスタートになったかと思っておりますけども、この問題について真摯に解決したいという気持ちは皆さんも私どもも何ら変わることはないと思っておりますので、その共通意識だけはお互いにしっかりと確認しあいながら、今後ともほんとに腹を割った話し合いをしていきたいと思っておりますので、引き続きどうかよろしくお願いします。本日は遅くまでご苦労さまでございました。